

〔様式9-1〕

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	舞鶴こども発達支援施設 さくらんぼ園	施設種別	障害者支援施設 (児童デイサービス)
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」		

2012年2月14日

総評	<p>昭和52年に保護者の願いを実現するために、保護者自身の組織によってさくらんぼ園は開設されました。その後3回の移転を経ましたが、現在もその願いを受け継ぎ「笑顔ひろがる子育て」を基本方針に、療育や相談事業など子育て全般にわたる支援を行い、地域にお住まいの成長や発達に配慮・支援の必要な子どもたちや保護者にとって、大きな役割を担ってこられました。</p> <p>平成22年に新築された園舎は、明るく木のぬくもりが感じられ、「うごきづくりのへや」「べんきょうのへや」「ことばのへや」「みんなのへや」「ひかりのへや」等、多様な療育が実現できる環境が整備されています。例えば「光の部屋」(スヌーズルーム)では、本人の人や物への対応の仕方をありのままに受け入れ、常に自ら好きなものを選び自由に遊べる時間を確保していますが、それが子ども達の楽しみにつながり、「不安な気持ちの除去」「職員との信頼関係形成」等の療法的効果をあげている、と説明を受けました。</p> <p>平成23年度より舞鶴市の委託事業として、卒園児の保護者が在園児の保護者の相談に乗る「ピアカウンセリング」が行われています。これは、発達に課題のある子どもの親の不安や焦りの軽減と、子どもと向き合う親としての態度を促進する効果が期待されています。貴園ならではの取り組みとして、今後の活動に大きな期待が持たれます。</p> <p>平成24年4月に児童福祉法が改正されますが、それにより障害児通園施設や児童デイサービスは、子どもたちの地域での生活支援がより大きな役割となっていました。</p> <p>さくらんぼ園として、今後ますます舞鶴地域の様々な機関と連携し、療育の必要な子どもたちと保護者・家族のためにご活躍されること、そして、子どもや保護者の笑顔がひろがる支援を継続・発展していくことを期待しております。</p>
----	--

特に良かった点(※)	<p>I－1－(2) 理念・基本方針が周知されている さくらんぼ園の広報誌において施設長が日々の療育や視点等の具体的な事例を挙げ、療育への考え方を示し、園の理念や基本方針が伝えられています。</p> <p>II－5 地域や家族との交流と連携 保健センター、行政、併行通園している子ども達の幼稚園や保育園・学校等、関係機関とのネットワークが構築され、療育ニーズが必要な子ども達への支援が迅速に行える体制があります。</p> <p>III－2 個別支援計画の作成とサービス提供手順 アセスメント、個別支援計画の作成、モニタリング等が客観的なツールを用いて行われています。その中でも個別支援計画は関係する他機関と連携して作成されており、地域の中で子どもを支援するという姿勢を持たれています。</p>
特に改善が望まれる点(※)	<p>I－2 計画の策定 一年間の療育目標が話し合われ、玄関に掲示されていました、「ポップ・ステップ・ジャンプ」として3年間の療育や指導、職員体制の基本的な構想を持たれていますが、具体的な事業計画の策定には至っていません。現在ある基本的な構想を元にして、具体的な事業計画を作成していくことが望されます。</p> <p>II－3－(1) 個人情報の適切な管理 個人情報保護に関する規定は策定されていますが、開示請求に対しての具体的な取り組み指針が定められていません。</p> <p>III－3－(2) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制の確保 苦情解決の仕組みについて、施設内に掲示等がなく公表もされていませんので、利用者への周知が望れます。また、意見等に対しては、解決に向けての一定のルールはありました が、マニュアルとして文書化はされていませんでした。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【障害事業所版】

評価結果対比シート

受診施設名	舞鶴こども発達支援施設 さくらんぼ園
施設種別	障害者支援施設 (児童デイサービス)
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
訪問調査日	2011年12月9日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	評価細目		評価結果	
		自己評価	第三者評価	A	A
I - 1 理念・基本方針	I - 1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	①	理念が明文化されている。	A	A
		②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A	A
	I - 1-(2) 理念、基本方針が周知されている。	①	理念や基本方針が役員及び職員に周知されている。	A	A
		②	理念や基本方針が障害のある本人(家族・成年後見人等含む)に周知されている。	A	A
I - 2 計画の策定	I - 2-(1) 事業計画の策定について	①	各年度計画を策定するための基礎となる中期(概ね3年)もしくは長期(概ね5年以上)計画が策定されている。	B	B
		②	事業計画の策定が組織的に行われている。	A	A
		③	事業計画が職員に周知されている。	A	A
		④	事業計画が障害のある本人(家族・成年後見人等含む)に周知されている。	A	A
I - 3 管理者の責任とリーダーシップ	I - 3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A	B
		②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B	B
	I - 3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	①	質の向上に意欲を持ちその取り組みにリーダーシップを發揮している。	A	A
		②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みにリーダーシップを発揮している。	B	B

[自由記述欄]

I - 1-(1)	①法人の基本理念、基本方針は、法人広報紙に記載されている。さくらんぼ園の基本方針はパンフレットに記載されている。 ②さくらんぼ園の基本方針をもとにした年度の療育目標が玄関に掲示されている。
I - 1-(2)	①②さくらんぼ園の広報誌において、施設長が日々の療育や視点等の具体的な事例を挙げ、療育への考え方を示し、園の理念・基本方針を伝えている。
I - 2-(1)	①経営や設備についての中・長期計画はあるが、事業内容としての中長期計画が立てにくい状況がある。 ②③④22年度～24年度の「指導・療育」「職員体制」(ホップ・ステップ・ジャンプ)の重点的な取り組みを具体的に挙げている。
I - 3-(1)	①年度当初に「療育の視点」として職員に伝えている。また、広報誌にも「施設として取り組む療育」についての考え方等の記載がされ、その中に管理者としての責任等も含まれているが、具体的な役割、責任を記載した規定が確認できなかった。 ②遵守すべき法令等をリスト化するなど、すぐに確認できるための取り組みが求められる。
I - 3-(2)	①定期的に療育内容を検討するための職員会議等の時間確保や、管理者自らが参加した研修会の報告をすることで、福祉サービスの動向を伝えている。また、研修主任を置き、福祉サービスの質の向上のため園内研修の充実に努めている。それぞれ会議録等の文書にて確認した。 ②理念や基本方針を実現するための役割分担がされているが、経営や業務の効率化に関しての役割分担、意識化させるための取り組みが不十分である。

III 組織の運営管理

評価分類	評価項目	評価細目		評価結果	
		自己評価	第三者評価	A	B
II-1 経営状況の把握	II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。		A	A
		② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見し、改善を行っている。		B	B
II-2 人材の確保・養成	II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。 II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 必要な人材に関する具体的なプランが確立し、職員のやる気向上に取り組んでいる。		A	A
		① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。		B	B
		② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。		B	B
		① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。		A	A
II-3 個人情報の保護	II-3-(1) 障害のある本人等の個人情報を「個人情報保護法」に基づき適切に管理している。	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。		A	A
		③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行なっている。		B	B
		① 社会福祉に関する資格取得のための実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。		B	B
		① 障害のある本人等の個人情報を「個人情報保護法」に基づき適切に管理している。		B	B
II-4 安全管理	II-4-(1) 障害のある本人の安全を確保するための取り組みが行なわれている。	① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における障害のある本人の安全確保のための体制が整備されている。		B	B
		② 災害時に対する障害のある本人の安全確保のための取り組みを行っている。		B	A
		③ 障害のある本人の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。		A	A
II-5 地域や家族との交流と連携	II-5-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 障害のある本人と地域とのかかわりを大切にしている。		B	A
		② 地域の福祉ニーズを把握し、事業所が有する機能を地域に還元している。		C	B
		③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		B	B
	II-5-(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 障害のある本人を支援するため、必要な社会資源や関係機関を明確にして連携している。		A	A
		② 家族との定期的な連携・交流の機会を確保している。		A	A

【自由記述欄】

II-1-(1)	①施設長は、舞鶴市保健福祉部主催「発達障害児等支援検討会議」構成メンバーで、職員も施策に参画し、福祉事業の動向把握に努めている。また、舞鶴市全域の保育園、幼稚園の巡回相談「にじいろ巡回相談」を実施し、地域の実態を把握している。 ②公認会計士等の経営改善指導は受けていない。
II-2-(1)	①必要な人材や人員体制に関する基本方針を「年間事業計画」に明文化して、新たに言語聴覚士及び作業療法士の確保を目指していた。
II-2-(2)	①職員の意向を尊重し、子育てをしながら働きやすい環境を整え就業定着につながっているが、福利厚生や人員体制についてさらに分析・検討する仕組みが不十分である。 ②職員が相談できる外部のカウンセラー等の紹介がない。
II-2-(3)	①②職員の教育・研修に関する計画「ホップ・ステップ・ジャンプ」に基づき、積極的な取組みが行われている。 ③個別の研修計画の見直しが必要である。
II-2-(4)	①「見学実習要項」のなかに実習プログラムは用意されているが、実習全般に関しての検討及び文書がない。
II-3-(1)	①個人情報保護に関する規定は策定されているが、開示に関する文書がない。
II-4-(1)	①障害やリスクの種別ごとに、責任や役割を明確にした体制の検討及び文書の作成が見られない。 ②③安全確保に関する担当を設け、ヒヤリハット事例を検討して安全な環境づくりに取り組まれていた。
II-5-(1)	①地域の選挙投票所として活用されている。環境整備作業にも参加して地域との関わりを大切にしている。 ②事業所の専門性を活かした講習等は開催していない。
II-5-(2)	①舞鶴市保健センター、舞鶴市保健福祉部子ども未来室、府立子ども療育センター等との連携により、巡回相談をはじめ多様な支援が展開されている。並行通園している幼稚園や保育園、卒園後に入学した小学校と積極的に情報交換をして連携を図っている。 ②家族との連携に努め、保護者学習会等を開催して家族の支援につなげている。卒園児童の保護者によるピアカウンセリングを新たに開始している。

III 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	評価細目		評価結果	
		自己評価	第三者評価		
III-1 サービス開始・継続	III-1-(1) サービス提供の開始が適切に行なわれている。	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。 ② サービスの提供を始めるにあたり障害のある本人等(家族・成年後見人等を含む)に説明し同意を得ている。	A A	A A	
	III-1-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行なわれている。	① 支援内容の変更や暮らしの場の変更にあたり生活の継続性に配慮した対応を行っている。	B	A	
III-2 個別支援計画の作成とサービス提供手順	III-2-(1) 障害のある本人のアセスメントが行なわれている。	① アセスメントとニーズの把握を行っている。	A	A	
	III-2-(2) 障害のある本人に対する個別支援計画の作成が行われている。	① 個別支援計画を適正に作成している。	A	A	
	III-2-(3) 個別支援計画のモニタリング(評価)が適切に行われている。	① 定期的に個別支援計画のモニタリング(評価)を適切に行ってい	B	A	
	III-2-(4) サービス実施の記録が適切に行なわれている。	① 障害のある本人に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A	A	
		② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	B	B	
		③ 障害のある本人の状況等に関する情報を職員間で共有化してい	A	A	
III-3 障害のある本人本位の福祉サービス	III-3-(1) 障害のある本人ニーズの充足に努めている。	① 障害のある本人ニーズの把握を意図した仕組みを整備している。 ② 障害のある本人ニーズの充足に向けた取り組みを行なっている。	B B	A A	
	III-3-(2) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 障害のある本人(家族・成年後見人等含む)が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B	B	
		② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B	B	
		③ 障害のある本人(家族・成年後見人等含む)からの意見等に対して迅速に対応している。	B	B	
III-4 サービスの確保	III-4-(1) サービスの一定の水準を確保する為の実施方法が確立されている。	① 提供するサービスについて一定の水準を確保する為の実施方法が文書化されサービス提供されている。 ② 一定の水準を確保する為の実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	B A	A A	
	III-4-(2) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行なわれている。	① サービス内容について定期的に評価を行なう体制を整備している。 ② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	B B	B B	

[自由記述欄]

III-1-(1)	①パンフレットや見学者向けの園紹介用パワーポイントは、写真等を使い、分かりやすいものとなっている。 ②入園に当たっては、重要事項説明書、契約書を保護者に示し、丁寧な説明を心がけている。
III-1-(2)	①就学児に対して、移行支援会議が行われている。また、発達支援ファイルに掲載する個別支援計画を提供している。
III-2-(1)	①アセスメントツール(NCプログラムの評価表)等を使用し、アセスメントの手順が定められている。
III-2-(2)	①個別支援計画は園の様子だけでなく、経過してきた保健センター・療育センターと連携を取りながら作成している。保護者面談において、個別支援計画の説明が丁寧にされている事を確認した。
III-2-(3)	①客観的な評価を行い、その結果に基づいた療育内容の変更が行われている。
III-2-(4)	①療育の記録をパソコンにて管理し、個別支援計画に反映させている。 ②記録等を管理する際の個人情報保護や情報開示などに関して、職員への研修や周知が不十分である。 ③情報はパソコンのネットワークにより職員で共有できるシステムになっている。
III-3-(1)	①保護者との定期的な懇談の内容をアセスメントに活かしている。 ②個別の支援計画は保護者に対して十分な説明を行い、年度末会議にて評価を行う一定のシステムがある。
III-3-(2)	①行事に対するアンケートは実施されているが、療育内容についてのアンケートが実施されていない。 ②苦情解決のシステムはあるが、公表はされていない。 ③意見等に対しての解決に向けての一定のルールはあるが、マニュアルとして明確にされていない。
III-4-(1)	①アセスメントツール(NCプログラムの評価表)により客観的な評価がなされている。 ②定期的な個別懇談を行い、サービス内容の点検が行われている。
III-4-(2)	①個別の取り組み、集団療育の評価、見直しはケースカンファレンスや会議等において行われているが、評価基準が定められていない。 ②園独自の自己評価基準を策定し評価を行う構想はあるが、まだ実施されていない。

IV 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
IV-1 障害のある本人を尊重した日常生活支援	IV-1-(1) 障害のある本人を尊重する取り組みがなされている。	① 障害のある本人を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。(プライバシーへの配慮)	-	B
		② コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。	-	A
		③ 障害のある本人の主体的な活動を尊重している。	-	A
IV-2 日常生活支援	IV-2-(1) 清潔・みだしなみ	① 【入浴】入浴について障害のある本人(家族・後見人等含む)の希望を尊重したサービスが提供されている。	-	A
		② 【衣服】衣服について障害のある本人(家族・後見人等含む)の希望を尊重したサービスが提供されている。	-	A
		③ 【理美容】理美容について障害のある本人(家族・後見人等含む)の希望を尊重した選択を支援している。	-	A
	IV-2-(2) 健康	① 【睡眠】安眠できるように配慮している。	-	A
		② 【排泄】障害のある本人の状況に合わせた排泄環境を整えている。	-	A
		③ 【医療】障害のある本人の健康を維持する支援を行っている。	-	A
	IV-2-(3) 食事	① 【食事】楽しい食事ができるような支援を行っている。	-	A
	IV-2-(4) 日中活動・はたらくことの支援	① 障害のある本人の意思を尊重した日中の活動の取り組みを行っている。	-	A
	IV-2-(5) 日常生活への支援	① 障害のある本人の意思を尊重した日中の活動の取り組みを行っている。	-	非該当
		② 事業所の外での活動や行動について障害のある本人の思いを尊重した取り組みを行っている。	-	非該当
	IV-2-(6) 余暇・レクリエーション	① 障害のある本人の意思を尊重し、日常生活が楽しく快適になるような余暇・レクリエーションの取り組みを行っている。	-	非該当

[自由記述欄]	
IV-1-(1)	① 法人のプライバシー保護に関する規程に基づき、障害のある本人を尊重した支援に努めているが、組織での研修がされていない。 ② 家族と職員、関係機関の連携により本人の意志の理解に努め、絵や写真を用いて有効なコミュニケーション手段を確保している。 ③ 家族との協議を大切にして情報提供に努め、家族同士の情報交換の機会も設けている。
IV-2-(1)	①②③「入浴」「衣服」「理美容」に関して直接的なサービスは行っていないが、生活環境の総合的理解に努め、「清潔・みだしなみ」に関する課題に対して具体的な提案を行っている。
IV-2-(2)	①②③「睡眠」「排泄」「医療」に関して直接的なサービスは行っていないが、生活を安定させるための情報収集に努め、具体的な提案を行っている。「医療」に関しては、家族の相談に対して細やかな対応に努め、療育センターにつなぐ等、関係機関との連携を活かして支援している。
IV-2-(3)	①「食事」に関して家庭や並行通園している幼稚園や保育園での給食の状況を把握したうえで、具体的な提案を行っている。
IV-2-(4)	①「光の部屋」(スヌーズレンルーム)では、様々な「刺激アイテム」の中から常に自ら好きなものを選び、自由に遊べる時間を確保している。
IV-2-(5)	非該当
IV-2-(6)	非該当